

主 要 記 事 の 要 旨

フランスにおける選択刑制度 －拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等－

網 野 光 明

- ① 短期の自由刑は、受刑者の改善・更生に役立たず、社会復帰の妨げとなるなどの弊害が指摘されて久しい。その弊害への対策としては、罰金刑の活用、刑の宣告又は執行猶予等、刑の執行の態様の工夫等があり、さまざまな角度からの検討が必要である。我が国の法制審議会では、平成18年から、刑務所の過剰収容対策として社会奉仕労働命令等の「代替刑」が議論されている。本稿は、短期自由刑の代替として選択刑という独自の刑罰システムを採用しているフランスについて、選択刑の導入の経緯、刑の内容、近時の改善の動向を概観し、検討する。
- ② フランスの選択刑は、刑法典の総則に定められ、通常、法定の主刑（拘禁刑・罰金刑）に代えて、裁判官により言い渡される刑であり、権利のはく奪又は制限の刑、公益奉仕労働、日数罰金刑、市民資格研修がある。この制度は、重罪（10年以上の懲役・禁錮刑）には、適用がない。選択刑採用の理由は、受刑者の改善・更生に効果がなく、国家財政にとって負担の重い短期自由刑の宣告数を制限するためである。選択刑の宣告数は2002年に著しく減少し、これを契機に、2004年に選択刑の改善がなされることとなった。
- ③ 公益奉仕労働は、軽罪の拘禁刑に代えて、12月の間に40時間以上210時間以下の時間、無報酬で公法人等のために労働を提供する刑であり、短期自由刑の弊害を減少させるため、1983年に導入された。拘禁刑の期間に制限はなく、いわゆる「前科」は無関係であるが、公判における被告人の同意が必要である。公益奉仕労働の不履行等の場合、2年の拘禁刑及び罰金刑に処せられる。
- ④ 日数罰金刑は、日々の賦課額と日数（期間）を掛け合わせた額を期間満了日に支払う刑である。それは、拘禁刑が科せられる場合にのみ選択刑として科せられ、かつ拘禁刑と併科される特殊な性格の選択刑である。2004年の宣告数は、1万5千件余であり、最近10年で約4倍に増加し、他の選択刑に比し増加が顕著である。権利のはく奪又は制限の刑は、フランスで最初に採用された選択刑で、自動車の運転禁止等が主たる内容である。市民資格研修は、2004年に新設され、当時増加しつつあった人種差別主義・反ユダヤ主義による犯罪に対して効果的な制裁を設けることを目的とする。被告人が拒否した場合は、この刑を科すことはできない。
- ⑤ 2004年には、選択刑の宣告を効果的にし、促進する等の目的で、受刑者の選択刑の不履行に備えて、行刑裁判官が拘禁の最長期間又は罰金の限度額を定めることができることとし、また公益奉仕労働の日数罰金刑への転換等、日数罰金刑の使用を拡大した。
- ⑥ 30年の歴史を有するフランスの選択刑は、社会に定着した観があるが、近年、その改革が行われた。新しい選択刑の今後の動向が注目される。

フランスにおける選択刑制度 —拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等—

網野光明

目次

はじめに

I 選択刑とは何か

- 1 選択刑の定義
- 2 補充刑との対比
- 3 選択刑導入の理由
- 4 選択刑の現状

II 公益奉仕労働

- 1 公益奉仕労働導入の経緯
- 2 公益奉仕労働の適用条件及び期間
- 3 公益奉仕労働の選択刑としての性格
- 4 公益奉仕労働の諸形態

III 日数罰金刑、権利のはく奪又は制限の刑等

- 1 日数罰金刑の導入の経緯等
- 2 日数罰金刑の性格・機能
- 3 権利のはく奪又は制限の刑
- 4 市民資格研修

IV 選択刑の改善

- 1 改善の目的
- 2 選択刑間及び罰金刑・選択刑間における併科
- 3 「選択刑付執行猶予」という考え方
- 4 公益奉仕労働・日数罰金刑の改善

おわりに

はじめに

受刑者を拘禁してその自由をはく奪することを内容とする自由（はく奪）刑は、どの国においても財産刑と並ぶ主要な刑罰である。刑罰は、犯罪という害悪に対する反動として国家によって犯人に加えられる害悪であるとともに（応報刑）、社会の防衛・保護に奉仕し（社会防衛論）、更に犯人が社会復帰し、犯罪を行わないように犯人を改善・教育する機能（目的刑）を有するものであり⁽¹⁾、自由刑は、一般に、これらの目的に奉仕するものである。しかし、自由刑が自由をはく奪する期間は、長短さまざまであり、短期の自由刑⁽²⁾は、受刑者を刑務所の悪風に染めさせるだけで、その改善・更生、社会復帰の妨げとなるばかりでなく、一般予防的機能も持たないとの議論も古くからある⁽³⁾。我が国の拘留（30日以内の拘禁）の刑は、その観点から特に問題とされてきた。短期自由刑の弊害を除去す

ることを目的として、「短期自由刑廃止論」が唱えられている。その論拠⁽⁴⁾とするところは、受刑者を犯罪に汚染させるには長すぎるが、社会復帰処遇のためには短すぎる、短期の収容であっても、初犯者には精神的な打撃が強く、自尊心の低下を招く、受刑によって社会的地位や職業を失うために再犯に陥りやすくなる、短期収容でも家族に対する影響が大きい、というものである。廃止論のいうように短期自由刑を廃止する場合には、罰金刑、社会奉仕命令等がこれに代わることになるだろう。これに対して、「短期自由刑存置論」は、短期自由刑に適する犯罪（者）類型を区別できること、罰金刑では一般予防が確保できないこと、罪刑均衡、応報的正義の見地から軽い犯罪には軽い刑罰を科す必要があること、財産刑では貧富の差による刑罰効果の差異が生じること、刑罰の感銘効果を与えることを理由として、存置を主張する⁽⁵⁾。

現在では、刑罰の（執行又は宣告⁽⁶⁾の）猶予、

(1) 刑罰理論（刑罰の存在理由、正当化根拠）には、古くから対立があったが、応報としての刑罰の機能を認めるとともに、一般予防的機能（犯罪と刑罰を法に規定し犯人に刑罰を加えることで一般人を威嚇・警戒し、犯罪を予防）と特別予防的機能（刑罰により犯人が再び犯罪に陥ることを防止）を認める立場が、今日の通説であるといわれる。大塚仁『刑法概説 総論 第3版増補版』有斐閣, 2005, pp.41-51.

(2) 「短期」とはどのくらいの期間を指すかについては、議論があるが、6月未満を指すのが通説とされている。その理由として、少なくとも6月以上の期間がなければ矯正処遇の効果が上げられないこと、6月未満の刑の受刑者は行刑累進処遇令2条1号が適用されないこと、第2回犯罪の防止及び犯罪者処遇に関する国連会議（後掲注(3)参照）において6月が相当とされていることが挙げられる。三井誠ほか編『刑事法辞典』信山社, 2003, pp.541-542.

(3) 既に20世紀の初めに、ドイツのリスト（Franz von Liszt）がその弊害を指摘していた（Jean Pradel, *Manuel de Droit Pénal Général 15^e éd.*, Paris : Éditions CUJAS, 2004, p.540. ; 木村亀二編『体系 刑法事典』青林書院新社, 1966, p.16.）。また、1872年の「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する会議」（ロンドンで開催）では、「短期自由刑及び履行されない罰金刑を、自由はく奪を伴わない強制労働に変えることができるか」という問題設定で議論され、「短期」とは1年か6月かについても議論があった（小川太郎「短期自由刑の問題—国連会議に出席して」『ジュリスト』214号, 1960.11.15, pp.28-30.）。この会議は、その後国際連合に吸収され、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合の会議（United Nations Congresses on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）」と改称され、現在は、「犯罪の防止及び刑事司法に関する国際連合の会議（United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）」である。

(4) 三井ほか編 前掲書, pp.541-542.

(5) 同上

(6) 刑の執行猶予は、刑の言渡しをした場合に情状によりその執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは刑を執行しないこととする制度（無事経過したときの効果に関し二つの方式があり、有罪の言渡しはそのまま刑の執行のみを免除する条件付執行免除主義と有罪判決の効力を失わせる条件付有罪判決主義とがある。）。刑の宣告猶予は、刑の言渡しをせず、犯罪の認定に留め、一定の期間を無事経過すれば刑の宣告を免れる制度。我が国は、前者（のうち、条件付有罪判決主義。ただし確定判決のあったという事実は消滅しない。）のみ採用。後者は、イギリス、アメリカにおいて発達した。フランス、アメリカの一部の州には、両方の制度がある。大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第2版 第1巻』青林書院, 2004, pp.483-485.

短期自由刑に代わる刑罰の導入、刑罰の執行方法の工夫⁽⁷⁾等の短期自由刑の弊害を避けるための方策が拡充されており、廃止論を正面から主張する論者は少ないと考えられる。

フランス刑法には、軽罪の法定刑として2月⁽⁸⁾、6月という短期の刑が規定されており(刑法典第131-4条)、短期自由刑の問題が生じる余地があった⁽⁹⁾。フランスでは、短期自由刑の弊害を取り除く方策のひとつとして、選択刑(peine alternative)又は代替刑(peine de substitution)という制度がある。これは、裁判所が、主として拘禁刑に代えて、公益奉仕労働の刑、権利のはく奪又は制限の刑、市民資格研修の受講、日数罰金の刑を科すことを認めるものである。公益奉仕労働(又は社会奉仕命令)等のいわゆる「社会内刑(community punishment又はcommunity sentence)」を採用している国は、イギリス、カナダ等多数あるが、これを明確に選択刑(のひとつ)として位置づけている

ところに、フランスの特徴があると考えられる。

最近の我が国においては、刑務所の過剰収容への対策が課題となっており、「代替刑⁽¹⁰⁾」又は「社会内刑」の導入が注目を集めている。この問題は、法務省法制審議会の「被収容人員適正化方策に関する部会」におけるテーマのひとつとして、昨年(平成18年)9月から審議が行われている⁽¹¹⁾。また、既に平成2年から同4年にかけて、同審議会刑事法部会財産刑検討小委員会において、代替刑の導入について審議されたことがある。同部会の報告書『「財産刑をめぐる基本問題について」の審議検討経過及び結果について』(平成5年3月16日)によれば、社会奉仕命令、日数罰金の導入についても検討されたが、いずれについても導入は見送られた⁽¹²⁾。

短期自由刑の弊害を避けるための対策は、前述のとおり、短期自由刑への代替策(罰金刑の

(7) 刑罰執行方法の工夫のひとつとして、フランスでは、1997年から電子的監視による短期自由刑(1年以下、又は残刑期1年以下の場合)の執行制度を導入した(Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général II*^e éd., Paris : Economica, 2004, pp.949-952.)。その他の国でも、例えば、イングランド・ウェールズでは1999年1月から外出禁止命令(curfew orders)等につき、電子監視を実施している。

(8) 1992年の刑法典改正時に、短期自由刑が社会復帰の妨げとなることは証明されているとして、2月の拘禁刑を廃止することが議会の意向であったが、6月以下の刑を宣告することを禁じる規定もないこと、刑法典以外の法律では刑法典改正前後を通じて2月の拘禁刑を設けていたことなどから、議会の意思は説得力を持ち得なかったとされている(Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.728.)。

(9) 我が国の懲役刑の期間は、1月以上とされ、刑の減輕により1月未満の懲役刑を科しうる。

(10) 我が国では、「代替刑」という用語は、死刑の代替刑としての終身刑を論じる際に用いられることが多い。

(11) 諮問内容は、「被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について御意見を承りたい」(平成18年7月26日諮問第77号)。

(12) 「資料2 法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会報告『「財産刑をめぐる基本問題について」の審議検討経過及び結果について』(平成5年3月16日)(特集 財産刑改正問題)』『自由と正義』45巻1号, 1994.1, pp.74-80. 社会奉仕命令は、労役場留置の代替として検討された。導入見送りの理由は、次のとおり。①我が国ではボランティア活動に対する意識が未熟で、社会奉仕労働を受け入れる体制も未熟、②公衆の面前での労働は施設内処遇より過酷となりうる、③労役場留置の対象者はほとんどが住居不定、無職である、④いわゆる逆差別が生じ、ボランティア活動がやりにくくなる、⑤社会奉仕命令に違反した者の措置をどうするか、⑥刑務所の過剰収容の状況にない我が国では導入の必要性があるのか、⑦スタッフの確保等予算措置が必要であり、施設内処遇より安価か、⑧労役場留置となるような者から社会奉仕命令を導入することは我が国に同命令を根付かせない結果となるのではないか、⑨罰金の代替である労役場留置の代替として社会奉仕命令を導入すると、代替の代替を認めることになるが、これは避けるべきである。また、日数罰金導入消極論は、①罰金額が高額になる、②罰金額決定のために必要な被告人の資産調査につき、プライバシー、捜査機関の負担の問題がある、等の理由を挙げ、検討小委は、平成3年の罰金額引上げ後間もない時期に、罰金制度自体の改変を図ることは適当でなく、諸外国の運用の実情も調査する必要がある、とした。

活用、刑の宣告又は執行猶予等)、短期自由刑自体の改良策(刑の執行の態様の工夫)があり、さまざまな角度からの検討が必要であるが、本稿は、短期自由刑の代替策として、選択刑という独自の刑罰システムを採用しているフランスについて、選択刑の導入の経緯、刑の内容、近時の改善の動向を概観し、我が国における「代替刑」導入の議論に資することを目的とするものである。

I 選択刑とは何か

1 選択刑の定義

フランスの選択刑(*les peines alternatives*)は、刑法典の総則に定められ、通常、法定の主刑(拘禁刑、罰金刑等)に代えて、裁判官により言い渡される刑である。例えば、窃盗罪につき裁判所は、拘禁刑(刑法典第311-1条に規定される主刑。以下、()内の条文番号の「刑法典」は「刑」とする。)に代えて、運転免許の停止又は小切手振出しの禁止を課することができる。これらの刑は、窃盗罪の制裁として個別に規定されてはいないが、総則の規定により科せられる(刑第131-6条1°,9°)。

フランス法には、この形態の刑として、権利のはく奪又は制限の刑が刑法の一部を修正又は補完する1975年7月11日の法律第75-624号⁽¹³⁾により導入され、「代替刑」と表現されることもある。1981年2月2日の法律の一部を廃止又は改正する1983年6月10日の法律第83-466号⁽¹⁴⁾は、選択刑に公益奉仕労働と日数罰金刑

を加えた。その後、選択刑は、多様化し、拡大し続けている⁽¹⁵⁾。特に、1992年の刑法典の改正により、拘禁刑(刑第131-5条、第131-6条、第131-8条)のみならず、軽罪及び第5級違警罪に係る罰金刑についても選択刑が導入されるに至った(刑第131-7条、第131-14条、第131-42条)。

フランスでは、この制度は、重罪(10年以上の懲役刑又は禁錮刑が科せられる。)には、適用がない。

2 補充刑との対比

選択刑と類似する刑として補充刑がある。補充刑(*les peines complémentaires*)とは、各犯罪に特に規定され、その名が示すとおり、主刑を補充する刑である⁽¹⁶⁾。次の三点で、選択刑とは区別される。

○ 第一に、補充刑は、主刑と同様に、個々の犯罪に特に規定されなければならない。したがって、刑法典の各則を構成するすべての「編⁽¹⁷⁾(titre)」の末尾には、関係する犯罪に係る法定の補充刑を定めるための条が規定されている⁽¹⁸⁾。

○ 第二に、補充刑は、軽罪及び違警罪だけではなく、重罪にも規定されうる。

○ 第三に、補充刑は、常に主刑と併科されうるが、選択刑はその定義上、代替される刑(拘禁刑等)との関係では、被代替刑が宣告されず、選択刑のみが宣告される。

しかし、補充刑は、次の点で選択刑と近似している。

(13) Loi n° 75-624 du 11 juillet 1975 modifiant et complétant certaines dispositions de droit pénal

(14) Loi n° 83-466 du 10 juin 1983 portant abrogation et révision de certaines dispositions de la loi n° 81-82 du 2 février 1981. 以下「1983年6月10日の法律」とする。

(15) 犯罪の防止に関する2007年3月5日の法律第2007-297号(loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance)第64条により、選択刑として賠償刑(*sanction-réparation*)が創設された(刑第131-3条、第131-8-1条)。ただし、この刑は、拘禁刑と同時に言い渡すこともできる。賠償刑は、裁判所の定める期間と方法により、当該犯罪の被害者の損害を賠償する義務を負うものである。

(16) Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.713.

(17) titreを「章」と訳することもある(北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会, 2004, p.99.)。

(18) 例えば、「第2部 人に対する重罪及び軽罪 第1編 人道及び人類に対する重罪」の最終章には、公民権、私法上及び家族法上の権利の禁止等の補充刑が科せられることが規定されている(刑第213-1条)。

〔表1〕重罪・軽罪・違警罪に適用される刑

	主 刑	選択刑	補充刑
重 罪	懲役又は禁錮 (有期10年以上30年以下・無期)	なし	○罰金刑 ○権利の停止・喪失等、治療命令、 作為義務、没収等 (第131-10条)
軽 罪	拘禁 (10年以下)	○権利のはく奪・制限 〔第131-6条〕 ○公益奉仕労働 〔第131-8条〕 ○日数罰金 〔第131-5条〕 ○市民資格研修 〔第131-5-1条〕	○権利の停止・喪失等、治療命令、 作為義務、没収等 (第131-10条)
	3750ユーロ以上の罰金刑	○権利のはく奪・制限 〔第131-6条〕 ○日数罰金 〔第131-5条〕	
第5級違警罪	1500ユーロ以下の罰金 (累犯では3000ユーロ)	1年以下の期間の 運転免許停止等 〔第131-14条〕	○3年以下の期間の運転免許停止等 〔第131-16条〕 ○3年以下の期間の小切手振出し禁止、 20時間から120時間の公益奉仕労働 〔第131-17条〕
第1級から 第4級の違警罪	4級 750ユーロ 3級 450ユーロ 2級 150ユーロ 1級 38ユーロ	なし	

(出典) Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général*, 11^e éd, Paris : Économica, 2004, p.749.

(注) [] 内の数字は、刑法典の条文番号

- その内容は、同一である。例えば、運転免許の停止は、同じ犯罪に対して、選択刑としても、また補充刑としても規定されうる（故意のない殺人:第131-6条1°、第221-8条3°）。
- 補充刑は、選択刑としても利用されうる。軽罪及び違警罪に関し、法は、裁判官に主刑として宣告することを認めている（刑第131-11条、第131-18条、第131-44条）。

ここまでに述べた事項を整理するため、重罪・軽罪・違警罪に適用される刑罰の種類を〔表1〕に掲げた。

フランスでは、犯罪は、「犯罪の重大さ (gravité) に従って」⁽¹⁹⁾、重罪・軽罪・違警罪に三分類される⁽²⁰⁾ (刑第111-1条)。ここでは、その分類が実定法上どのような意義を有するかについて、簡単に触れておきたい。

- 犯罪の創設・変更の権限の相違

重罪及び軽罪は、議会の制定する「法律」によって創設変更される（第五共和国憲法第34条、刑第111-2条）が、違警罪は政府の命令（規則）により創設、変更される。

- 刑法総則の規定における相違

属人主義の適用（フランス人が領土外で行った重罪には常にフランス刑法典が適用される。第113-6条、第113-7条）、故意・過失の必要性・程度（重罪には故意が必須要件。刑第121-3条）、未遂の処罰（重罪の未遂は常に処罰。第121-4条2°）、犯罪の競合⁽²¹⁾における刑の併科（刑第132-2条・第132-7条）、単純執行猶予の条件（刑第132-30条以下）等。

- 刑事訴訟法の規定の適用における相違

裁判管轄（重罪は重罪院（陪審制）、軽罪は軽罪裁判所等。刑事訴訟法典第214条・第381条・第521条）、予審手続（重罪は必要的。同第79条）、公訴時効（重罪は10年、軽罪は3年、違警罪は1年）。

(19) 犯罪の重大さという基準はあいまいであり、実際の有用性は、それほどないともいわれている（Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.74.）。

(20) フランス刑法（ナポレオン刑法典）の影響の下に制定された我が国の旧刑法（明治13年太政官布告第36号。明治15年1月1日施行）においても、この三分類が採られていた。

(21) 犯罪の競合 (le concours réel d'infractions) とは、犯罪を行った者が他の犯罪について確定した有罪判決を受けていない場合をいう。

〔表2〕 軽罪の刑の宣告数・内訳（1995年～2004年）

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
宣告数	342,945	413,812	439,138	449,893	441,313	446,815	414,175	376,115	434,089	485,847
拘禁刑	237,499	280,930	291,919	295,644	286,256	281,166	262,551	250,476	296,179	311,439
執行猶予なし 又は部分猶予 の拘禁	90,819	98,880	101,146	101,548	99,616	97,203	93,392	94,948	105,910	111,713
全期間執行猶 予付拘禁	146,680	182,050	190,773	194,096	186,640	183,963	169,159	155,528	190,269	199,726
実刑の平均拘 禁期間（月）	8.5	7.9	7.6	7.3	7.1	6.8	6.8	7.4	7.5	7.3
罰金刑	56,285	70,377	74,929	80,250	78,236	84,473	74,832	63,151	72,524	101,029
同 平均	6,060 フラン	7,587 フラン	4,955 フラン	4,804 フラン	4,929 フラン	964 ユーロ	1,015 ユーロ	1,565 ユーロ	849 ユーロ	734 ユーロ
選択刑合計	47,789	44,124	48,435	48,500	49,353	53,635	50,161	43,672	44,272	46,847
公益奉仕労働	11,364	11,580	11,733	11,274	10,886	10,200	8,576	8,350	9,059	10,225
日数罰金	4,111	5,392	6,767	8,148	9,448	12,453	13,536	10,860	12,657	15,276
運転免許停止	19,910	20,074	22,562	22,754	23,047	24,462	22,327	18,904	16,820	15,881

（出典）1999年までは、Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général II^e éd.*, Paris : Économica, 2004, p.1065.
（原出所は、フランス司法省犯罪記録所のデータ）：2000年以後は、Annuaire statistique de la justice édition 2006, pp.149,151. フランス司法省ホームページ 〈http://www.justice.gouv.fr/art_pix/1_annuairestat2006.pdf〉

同第7条から第9条まで。）等。

3 選択刑導入の理由

フランスにおいて初めて選択刑⁽²²⁾を導入した1975年7月11日の法律（前述本章1）の立法理由としては、弊害が多く、国家財政にとって負担の重い短期の拘禁刑の宣告数を制限するためであるとされている⁽²³⁾。選択刑の導入は、受刑者の改善更生という観点からのみなされたものでないことがうかがわれる。

その後、1980年には、567,548件の軽罪の宣告中、選択刑は7,733件（1.3%）であり、減少している状況であった⁽²⁴⁾。1983年6月10日の法律（前述本章1）には、裁判所が適用する機会がより多くなるような選択刑を創設する、という狙いがあった⁽²⁵⁾。

4 選択刑の現状

選択刑は、実際にどれだけ用いられているであろうか。フランス司法省の統計では、1995年から2004年までの軽罪、選択刑等の宣告数は、表2のとおりである。軽罪の宣告数の増加により、軽罪の刑の宣告数に対する選択刑の宣告数の割合は、1995年では13.9%（342,945件に対して47,789件）、2004年では、9.6%（485,847件に対して46,847件）と減少しているが、絶対数では2002年を境にして、増加傾向にあり、日数罰金刑の宣告数の増加が著しい。

II 公益奉仕労働

1 公益奉仕労働導入の経緯

公益奉仕労働⁽²⁶⁾（Travail d'Intérêt Général. 以下、本章において「TIG」とする。）は、軽罪に

⁽²²⁾ 当時は、現在用いられる選択刑（peine alternative）ではなく、代替刑（peine de substitution又はpeine de remplacement）という語が用いられている。Rapport n° 1032, Assemblée Nationale (troisième session extraordinaire de 1981-1982) fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république (1) sur le projet de loi (n°922) portant abrogation et révision de certaines dispositions de la loi n° 81-82 du 2 février 1981, par M.Raymond Forni, Député, du 19 juillet 1982, p.24.

⁽²³⁾ Ibid.

⁽²⁴⁾ Ibid.

⁽²⁵⁾ Ibid.

⁽²⁶⁾ 朝倉京一「刑事制裁としての社会奉仕命令」『法律のひろば』45巻5号, 1992.5, pp.52-55.は、社会奉仕命令の起源、イギリス、フランスの実例、我が国への導入について論じている。

より拘禁刑を科せられる場合に、拘禁刑に代えて、受刑者が身体の一部を奪われることなく無報酬で公法人等のために一定時間の労働を履行することを内容とする刑である。公益奉仕労働と同様の制度は、1972年に導入されたイングランドの社会奉仕命令⁽²⁷⁾ (community service orders) を最初の立法例として、アメリカ、カナダ・ケベック州 (社会労働 travaux communautaires)、ポルトガル (1982年刑法第60条)、北欧の一部の国など多くの国に導入された⁽²⁸⁾。フランスは、これら諸外国の例を参考として、1983年6月10日の法律により、「公法人又は資格を付与された団体のために無報酬で行われる活動を給付する」(刑第131-8条) 選択刑として導入した。

TIGを導入した理由として、第一に挙げられるのは、短期自由刑の弊害を減少させることである⁽²⁹⁾。短期自由刑の使用を減少させるために、さまざまな方法が議会に提示されたが、そのうちのひとつがTIGである⁽³⁰⁾。この制裁は、「暴力、犯罪及び非行に関する研究委員会」(いわゆるペルフィット (Alan Peyrefitte) 委員会⁽³¹⁾ (1977年)) 及び「治安に関する市長委員会」(いわゆるボンヌメゾン (Gilbert Bonnemaïson) 委員会⁽³²⁾ (1982年)) の二つの研究会により、提案、推奨された。

第二の理由としては、TIGが短期拘禁刑よりも、再犯防止効果が大きいというものである。1986年、オランダにおいて、類似の行為により起訴され、拘禁刑の言渡しを受けた者2000人とTIGの言渡しを受けた者200人との比較調査が行われた。3年間で、拘禁刑については52%が、TIGについては42%が再犯を行ったという結果が得られた。北欧で行われた別の調査でも、同様の結果となったといわれる⁽³³⁾。

なお、前述のように、TIGを導入した1983年6月10日の法律の国民議会審議において、委員会報告者フォルニ (Raymond Forni) 氏は、短期自由刑は国の財政にとって負担が大きいと述べている⁽³⁴⁾。

2 公益奉仕労働の適用条件及び期間

(1) 適用犯罪

犯罪行為及び刑罰に関しては、拘禁刑に処せられる軽罪を想定している⁽³⁵⁾ (刑第131-8条)。しかし、その拘禁の期間に制限はない (ただし、10年以下。刑第131-4条1°)。

法案の予備審議の段階で、TIGを言い渡すことができない上限を規定すべきかどうかについて疑義が生じた。議会は、逆に軽微な事件に対する新しい刑の適用を制限することを望んでいた。結局、刑の適用に関する裁判官の自由・裁

(27) なお、1991年以降のイングランドの社会内刑、社会内命令について、平尾博志「我が国の更生保護制度の歴史及び英国の更生保護制度について」『家庭裁判所月報』59巻2号、2007.2, pp.186-212。

(28) Pradel, *op.cit.* (3), p.540.

(29) *Ibid.*

(30) *Ibid.*

(31) Le Comité d'études sur la violence, la criminalité et la délinquance, présidé par M. Alan Peyrefitte. 「被告人の承諾の下、社会奉仕のために一時的に活動することを内容とする刑を創設することが考えられる」と提案している。Rapport n°1032, Assemblée Nationale (troisième session extraordinaire de 1981-1982) *op.cit.*, p.24.

(32) La Commission des maires sur la sécurité (installée par le Premier ministre le 28 mai 1982). 報告書自体の内容ではないが、Rapport n°1425, Assemblée Nationale (seconde session ordinaire de 1982-1983) fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république (1) sur le projet de loi modifié par le Sénat modifiant ou complétant certaines dispositions du Code pénal et du Code de procédure pénal, par M. Raymond Forni, Député, du 19 avril 1983, p.5.によれば、ボンヌメゾン氏は、国から地方への費用の援助などの一定の条件が整えば、TIGの実施により、所期の目的が充足されると考えていた。

(33) Jean Pradel, *Droit Pénal Tome 1 10^e éd.*, 1995, Paris : Éditions Cujas, pp.647-648.

(34) Rapport n°1032, Assemblée Nationale (troisième session extraordinaire de 1981-1982) *op.cit.*, p.42.

(35) 第5級違警罪につきTIGの刑を科せられる例外的な場合は、除く。

量を維持するために、議会は上限を設定しなかった⁽³⁶⁾。

(2) 犯罪者の条件

TIGを適用する場合の犯罪者の条件に関しては、次の三点に留意する必要がある。

(ア) 刑罰に関する過去の経歴は無関係である(1983年の法律では、4月を超える拘禁刑の言渡しがないことが要件とされていた。)。このことにより、新刑法典(1992年)の下では過去に刑の言渡しがあるために単純執行猶予を付することができない場合⁽³⁷⁾に、TIGを適用することが認められる。なお、公益奉仕労働履行義務を伴う執行猶予⁽³⁸⁾(以下、本章において「TIG付執行猶予」とする。)も前科の有無を問題としない⁽³⁹⁾ので、TIGとTIG付執行猶予の相違に関し述べておく⁽⁴⁰⁾。第一に、TIG付執行猶予は、重罪にも適用される。第二に、TIG付執行猶予は、被告人を「特別の義務」の下に置くことができる。第三に、TIG付執行猶予における労働の不履行による「制裁」は、執行猶予と結びついているために、執行猶予の取消しによって生じる(執行を猶予された刑が執行される。)が、TIGの不履行の場合には、新たに訴追が必要な独立した犯罪として処理される(これについては、後述の本章2(5)参照)。

(イ) 被告人が公判に出廷すること及び被告

人の承諾が必要であることである(第131-8条第2段)。これは、刑の「契約化」ともいわれるものである。一人の拒否と他の承諾により共同被告人の平等が侵害され、被告人が「自由選択で(à la carte)」自己の制裁を選択できるようなことはフランスの法に適合しないという見方もある⁽⁴¹⁾。議会では、被告人の同意を要する点では、元老院と国民議会の意見は一致しており、むしろ公判において、直接被告人が同意することについて、元老院は公判に出席の必要はないとして、国民議会と対立した⁽⁴²⁾。

この点に関して、ヨーロッパ人権条約⁽⁴³⁾は、「何人も強制的な又は義務的な労働を強いられることはない」(第4条。ただし、「強制的・義務的労働」には、有罪宣告による拘禁等における労働は含まれない。)と規定しているので、被告人の同意が必要であるとされている⁽⁴⁴⁾。また、TIGを導入したすべての法制において、被告人の同意が要求されている⁽⁴⁵⁾。さらに、犯罪者の最小限度の協力を前提とするTIGは、実際には犯罪者の意思に反して決定することはできないという理由も挙げられる⁽⁴⁶⁾。

(ウ) TIGは、成人のみならず16歳から18歳までの未成年者にも適用される(1945年2月2日オールドナンス第45-174号⁽⁴⁷⁾第20-5条)。この場合、行刑裁判官の権限は、少年事件担当裁判官⁽⁴⁸⁾(*juge des enfants*)に移譲され、「TIGは、

⁽³⁶⁾ Pradel, *op.cit.* (3), p.541.

⁽³⁷⁾ 単純執行猶予(保護観察等の統制、義務がない執行猶予)については、有罪判決を受けた者が行為のときから5年間、懲役又は拘禁刑の言渡しを受けていなかったことが要件とされる(刑第132-30条)。

⁽³⁸⁾ *sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général*. (刑第132-54条以下) 刑の執行猶予の一形態であり、観察付執行猶予の規定が大幅に準用される。後掲〔表5〕も参照。

⁽³⁹⁾ 一般法(*droit commun*). 刑法では、第132-30条等にこの語が用いられている。政治犯罪・軍事犯罪・出版上の犯罪を除く犯罪を指す。Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.96. の重罪又は軽罪に係る5年以下の拘禁刑(刑第132-54条による、観察付執行猶予に関する第132-40条・第132-41条の準用)

⁽⁴⁰⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.908.

⁽⁴¹⁾ Pradel, *op.cit.* (3), p.541

⁽⁴²⁾ *Rapport n°1425, Assemblée Nationale (seconde session ordinaire de 1982-1983)*, *op.cit.*, pp.14-15.

⁽⁴³⁾ *Convention de Sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales*. フランスは、1950年11月4日に署名、1974年5月3日に批准した。

⁽⁴⁴⁾ Pradel, *op.cit.* (3), p.541 ; Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.734.

⁽⁴⁵⁾ Pradel, *op.cit.* (3), p.541.

⁽⁴⁶⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.734.

少年に適用されるべきであり、創造的な性質で、少年受刑者の社会復帰 (insertion sociale) に益するように与えられなければならない」(同条)。これに反し、TIGの時間数に関する特殊な定めは(成年における時間数の半分であった。)、刑法典改正の際(1992年)に削除された。

(3) 労働時間・履行期間

TIGの時間数は、40時間以上210時間以下である(刑第131-8条。犯罪の進化に対する司法の適応に関する2004年3月9日の法律第2004-204号⁽⁴⁹⁾により、240時間から引き下げられた。2005年1月1日から施行。以下、この2004年3月9日の法律を“loi Perben II”という。)。また、12月を超えない期間内で裁判所が定める一定の期間内に労働が完了されなければならない(2004年3月9日の法律により、18月から引き下げられた。2006年12月31日から施行)。この定められた期間は、その間に労働を完了すべき期間であり、労働が完了すれば、定められた期間の満了を待つことなく、TIGの刑は終了する(刑第131-22条)。

(4) 労働の提供先・執行等

TIGは、「公法人又は資格のある団体⁽⁵⁰⁾」のためになされる無報酬の労働として規定されている(刑第131-8条)。受刑者を受け入れる「団

体」は、「公法人」(地方公共団体、地域的公施設⁽⁵¹⁾)と異なり、資格を取得する必要がある。そのための手続は、刑法典第R.131-12条⁽⁵²⁾から第R.131-16条までに規定されており、行刑裁判官(未成年犯罪者対象の労働の場合、少年事件担当裁判官)に対して必要な書類を提出して資格申請を行い、裁判所裁判官総会(l'assemblée générale de magistrats du tribunal)が検察官及び地方の犯罪予防部局の意見を聴いて、資格付与について決定する。資格の有効期間は3年である。

TIGの執行に関しては、行刑裁判官が権限を有する(刑第R.131-23条から第R.131-34条まで)。すなわち、受刑者の受入団体の決定、その労働の内容及び時間割の決定、TIGの執行が適正に履行されていることの監督等は、行刑裁判官の任務である。

労働の内容の実例としては、地方公共団体の施設・設備の維持管理、修繕、清掃、雑草除去、樹木の枝下ろし、石積み、レンガ工事等である⁽⁵³⁾。また、文書の分類や郵便の配達のような行政上の任務であることもある⁽⁵⁴⁾。

なお、受刑者には、行刑裁判官⁽⁵⁵⁾又は保護観察官の呼び出しに応じる義務、TIGの履行の障害となるような職業・住居の変更の理由を示す義務など、TIG付執行猶予におけるのと同様

(47) Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante. 未成年(18歳未満)犯罪者の刑事手続に関し、少年裁判所による審判等の特別の扱いを定める。

(48) 少年問題について特別の知識を備えた大審裁判所の裁判官。大審裁判所の多くに付置される少年裁判所の扱う少年事件を担当する。任期は3年(1958年12月22日オルドナンス第1274号第3条、1967年7月12日改正)。山口俊夫『概説 フランス法 上』東京大学出版会、1978、p.336。

(49) Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité. 当時の司法大臣Dominique Perbenの名をとって、“loi Perben II”と呼ばれる。

(50) 犯罪の防止に関する2007年3月5日の法律(前掲注(45))第63条により、「公役務の遂行の責任を負う私法人」が追加された。

(51) 地域的公施設 (établissement public) とは、国立病院、大学などの公のサービスを提供する施設で行政法の原則により規律されるもの等をいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.211。

(52) R.は、コンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) の審議を経たデクレ (décret、政令) であることを示す。刑法典の Partie Réglementaire - Décrets en Conseil d'Etatに規定されている。

(53) Ministère de la Justice, Le Travail d'Intérêt Général Une alternative à l'incarcération, p.4.フランス司法省ホームページ <<http://www.justice.gouv.fr/minister/DAP/plaquetteTIGlight.pdf>>

(54) Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.785.

の義務が課される（刑第131-22条最終段）。

(5) 公益奉仕労働不履行の効果

TIGの不履行等、義務に違反した者は、2年の拘禁刑及び3万ユーロ（1ユーロ=160円として480万円）の罰金刑に処せられる（刑第434-42条）。loi Perben IIにより、裁判官はTIGの宣告の際に上記の刑の範囲で不履行による刑を定めることができる。行刑裁判官が定めた労働の日及び時間に、労働が行われるべき場所に現われないことも同様に刑罰が科せられる事由となる。行刑裁判官の召喚に応じない場合、被告人の過失により、労働の履行が不可能になった場合も同様である。

ただし、健康上の理由等一定の理由により、労働の不履行とされない場合がある。例えば、脊椎の異常により直立の姿勢をとることや重いものを持ち上げ又は運搬することができないことが診断書により明らかにされた場合には、当該労働に不適であるとして労働の期間が停止される。

以上のように、労働の不履行等により軽罪が科せられた場合、刑の執行が終わったことにはならないので、被告人は依然として未完成の公益奉仕労働の義務を負うと共に、労働不履行の軽罪に処せられる。この場合、裁判所は、労働不履行の軽罪の判決に当たって、拘禁刑に代替する制裁、ことにTIGを新たに科することは、妨げられない。しかし、実際には、このような扱いは余り行われず、拘禁刑に処せられる傾向にあるという⁽⁵⁵⁾。

(6) 公益奉仕労働による第三者損害

受刑者により第三者が蒙った損害であり、か

つそれがTIGを含む決定の適用により直接に生じたものである場合は、国家がその損害の一部又は全部につき賠償責任を負う（刑第131-24条）。受刑者の受入団体の責任者は、労働の履行の際に受刑者が引き起こし又は遭った事故（労働履行の義務違反も含む。）を行刑裁判官又は保護観察官に通知する（同第R.131-32条）。

3 公益奉仕労働の選択刑としての性格

TIGは、拘禁刑に代わる刑である。軽罪により拘禁刑が科せられる場合に、その拘禁刑にとって代わる。loi Perben IIにより、刑法典第131-8条に「拘禁刑に代えて」という文言が加えられることによって、1992年の刑法典改正時の規定に比較して、選択刑であることが明確にされた。刑法改正当時は、TIGの代替的性格（le caractère substitutif）は、第131-9条第1段の規定（「拘禁刑は、第131-6条に定める権利のはく奪刑若しくは権利制限刑、又は公益奉仕労働刑と併科して言い渡すことができない」）によるものでしかなかった。

4 公益奉仕労働の諸形態

TIGは、拘禁刑の選択刑のみならず、以下のとおり、さまざまな形態で用いられる。

- 拘禁刑の執行猶予の手段（TIG付執行猶予。刑第132-54条以下、刑事訴訟法典第747-1条・747-2条）
- 以下の二つの場合の補充刑
 - (ア) 刑法典第131-7条第2段によるある種の第5級違警罪の罰金刑への補充刑
暴行（刑第R. 625-1条6°）；軽度の破損（刑同第R. 635-1条6°）；人道に対する犯罪に関する責任を負う者を想起させる記章、紋章の

⁽⁵⁵⁾ 行刑裁判官（刑罰適用判事ともいう。juge de l'application des peines）は、大審裁判所の特別な権限を有する裁判官で行政施設内外における受刑者の処遇に関する事項（仮釈放、執行猶予付保護観察の管理等）をつかさどる（刑事訴訟法典第712-1条）。大審裁判所の裁判官の1人又は複数が行刑裁判官の職にあり、通常その任命は大統領が行う。

⁽⁵⁶⁾ Georges Vermelle, "Travail d'Intérêt Général SOMMAIRE ANALYTIQUE II.B.3° b)", *JURIS CLASSEUR 2 Pénal Code*, LexisNexis.

着用（刑第R. 645-1条4°）；学校施設への侵入（刑第645-12条2°）

（イ）重大と考えられる道路関係のある種の軽罪の拘禁刑への補充刑

無免許運転（道路法典第L. 221-2条⁽⁵⁷⁾）；免許の点数が尽きた場合の県当局への免許の返還拒否（同第L. 223-5条）；乗り物の移動を妨げる障害（同第L. 224-5条）；ひき逃げの軽罪（同第L.231-2条）；アルコールの影響下の運転（同第L. 234-2条）

- 司法の方向と計画に関する2002年9月9日の法律第2002-1138号⁽⁵⁸⁾は、建物の壁・自動車への記入、記号、描写による毀損（落書き）における罰金刑のほかに主刑として、TIGを創設した（刑第322-2条）。そこでは、拘禁刑は規定されていない。

Ⅲ 日数罰金刑、権利のはく奪又は制限の刑等

1 日数罰金刑の導入の経緯等

（1）導入の経緯

日数罰金刑（jours-amende）は、フランスでは、公益奉仕労働と同じく1983年6月10日の法律（前述Ⅰ-1）により導入された。当時、既に、ヨーロッパでは西ドイツ（当時）、オーストリア、スウェーデン、デンマークにおいて導入され、成功を収めていた⁽⁵⁹⁾といわれる。日数罰金刑は、元老院が国民議会の案に追加して発案したものである⁽⁶⁰⁾。元老院において、憲法的法律等委員会の報告者ルドロフ（Marcel

Rudloff）氏は、日数罰金刑の利点として、犯罪の重大性ととも被告人の財産の状況に罰金の額を適合させることを可能にし、「法の前の形式的平等と同様に実質的平等を尊重するものである」と述べている⁽⁶¹⁾。元老院は、日数罰金刑が言い渡される場合には、拘禁刑も罰金刑も言い渡すことはできないという文言を入れることを提案していたが、国民議会はこの文言を削除する修正を行った⁽⁶²⁾。後述するように、このことが、日数罰金刑は拘禁刑に代替する刑かどうかについて、法の態度を不明確にする一因となっている。

（2）日数罰金刑の内容

伝統的な罰金刑では、裁判官が定めた金額全額が判決の執行可能な日以後に執行されるのであるが、日数罰金刑は、「賦払いの罰金刑」とも表現される⁽⁶³⁾とおり、「ある日数における日々の賦課額の裁判官による決定」に基づく（刑第131-5条）。

全体の金額は、日々の賦課額と日数を掛け合わせたものに等しいが、宣告された日数に対応する期間の満了日になって初めて執行可能である（刑第131-25条）。したがって、例えば、50日間、30ユーロの日数罰金刑を宣告された者は、その期間の満了時に、全額の1,500ユーロを支払わなければならない。

日々の賦課額は、千ユーロ（従来は、300ユーロ。loi Perben IIにより、2005年1月1日から引上げられた。）を超えることなく「被告人の資産と責任を考慮して」定めなければならない。ま

⁽⁵⁷⁾ 条文番号の前に付した「L.」は、制定形式が法律であることを表す（北村編 前掲書, p.100.）。

⁽⁵⁸⁾ Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice.

⁽⁵⁹⁾ Rapport n°1425, Assemblée Nationale (seconde session ordinaire de 1982-1983), op.cit., p.17.

⁽⁶⁰⁾ Rapport n°278, Sénat (seconde session ordinaire de 1982-1983), fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation, du suffrage universel, du règlement et d'administration general (1) sur le projet de loi adopté avec modifications par l'assemblée nationale en deuxième lecture, portent abrogation ou révision de certaines dispositions de la loi n° 81-82 du 2 février 1981 et complétant certaines dispositions du Code pénal et du Code de procédure pénal, par M.Marcel Rudloff, Sénateur, du 28 avril 1983, p.11.

⁽⁶¹⁾ Ibid.

⁽⁶²⁾ Rapport n°1425, Assemblée Nationale (seconde session ordinaire de 1982-1983), op.cit., pp.18, 39.

⁽⁶³⁾ Desportes et Le Gunehec, op.cit., p.736.

た、日数罰金の日数は、「犯罪の状況を考慮して」定められなければならない、360日を越えることができない（同第131-5条）。したがって、日数罰金刑としての全体の上限額は、36万ユーロ（千ユーロ×360日、1ユーロ=160円として、5,760万円）である。

(3) 日数罰金の不払いへの制裁—受刑者の拘留

前述のとおり、日数罰金刑は、宣告された日数罰金の日数に対応する期間満了後でなければ執行できないので、当該期間が満了しない限り、一又は複数の日数罰金刑の不払いは、制裁を科する理由とはならない。しかし、この期間満了時における罰金の全部又は一部の不履行により、不払いの日数罰金の日数と等しい期間、受刑者は拘留されることになる（刑第131-25条第2段）。当初は、不払いの日数罰金の半分の日数だけ拘留すると規定されていたが、loi Perben IIにより、このように単純化されたものである。拘留は、軽罪の拘禁刑の規定の適用を受け、その最長期間は、360日である。

日数罰金の不払いに対する拘留の執行のため、刑法典第131-25条第2段は、「司法拘留」（la contrainte judiciaire. 刑事訴訟法典第749条から第762条まで）の規定を準用している。しかし、司法拘留の場合、罰金の支払いが免じられることはないが、この拘禁によって受刑者は日数罰金を支払う義務を負わないこととなる⁽⁶⁴⁾。

(4) 日数罰金刑の宣告の状況

2004年の日数罰金刑の宣告数は、1995年の約4倍に増加しており、他の選択刑が微増であるのに対して、際立った増加を示しているといえよう（前掲〔表2〕参照）。

2 日数罰金刑の性格・機能

日数罰金刑に関する刑法典第131-5条の規定は、他の選択刑の規定と異なり、「拘禁刑に代えて」という文言がないこともあって、それが拘禁刑の代替か、罰金刑の代替かについて、議論がある。

(1) 拘禁刑の代替か

新刑法典においては、日数罰金刑は拘禁刑の代替ではないことは明らかである。刑法典は、他に拘禁刑との併科を禁じる規定のない限り、拘禁刑が科せられるたびに、刑事裁判所は日数罰金刑を言い渡すことができるとしている⁽⁶⁵⁾（第131-5条）。したがって、日数罰金刑は罰金刑と同様に、拘禁刑との併科が可能である。

しかし、この点について、日数罰金刑は、その創設の際は、以上とは逆に、短期の拘禁刑に対する方策であることを許容するものであって、拘禁刑と日数罰金刑との併科は、基本思想の変換を示すものであるとする学者もいる⁽⁶⁶⁾。

(2) 罰金刑の代替か

日数罰金刑の宣告は、罰金刑との併科を禁じている（第131-9条最終段落）。したがって、日数罰金刑は、純粹に罰金刑の代替であるように見える。しかし、刑法典第131-5条は、日数罰金刑の宣告を軽罪により拘禁刑が科せられる場合にのみ認めており、罰金刑のみ法定されている場合には、罰金刑への代替を認めていない。つまり、立法者（議会）は、日数罰金刑がこの代替機能を十全に果たすことを認めていないことになる。

ある学者によれば、これは明らかに「異常（anomalie）」であるという。立法者（議会）の意図として日数罰金刑を罰金刑の代替とするこ

⁽⁶⁴⁾ *Ibid.*, pp.981-982.

⁽⁶⁵⁾ 実際、“loi Perben II”は、第131-5条のこの条項を修正しておらず、他の選択刑のように、日数罰金刑は拘禁刑に「代替（remplacer）しうる」という規定を置かなかった。

⁽⁶⁶⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.737.

とは、十分ありうるにもかかわらず、罰金刑が唯一の刑である場合にこれに代えて日数罰金刑を言い渡すことを許容するという、論理の徹底はなされなかったのである⁽⁶⁷⁾。

日数罰金刑の新たな位置付けを示すため、政府の通達⁽⁶⁸⁾は、これを一般的な主刑 (peine principale générale) と形容している。この点、日数罰金刑の宣告は、軽罪により拘禁刑が科せられることを前提としているから、他の代替刑と同様に一般的な刑であるが、語の厳密な意味で主刑とはいえず、二次的な刑罰であるとする見解⁽⁶⁹⁾もある。この見解では、日数罰金刑は、罰金刑に代替する機能を持つが、拘禁刑が科せられる場合にしか罰金刑に代替しえない「不完全な代替刑」、又はたとえ特別な文言が規定されていなくても、拘禁刑と常に併科されうる「一般的な補充刑」である⁽⁷⁰⁾。

3 権利のはく奪又は制限の刑

(1) 刑の内容

刑法典第131-6条は、重大さの異なる14種類の権利のはく奪の刑又は権利の制限の刑 (peines privatives ou restrictives de liberté) を列挙している。

その半分近くは、自動車を運転することに直接又は間接の影響を与えるものである。運転免許の停止は、選択刑のうちで最も頻繁に宣告される刑であり、毎年、選択刑の40%近くを占める。

そのほかの刑は、武器の運搬又は取扱いの権利、ある種の活動を行行使する権利、特定の人又は場所に通う権利を制限するものである。それらの刑は以下のとおりである。

免許の取消し及び小切手の振出し禁止、キャッシュ・カードの利用禁止は、刑法典改正

の際 (1992年) に追加された。12°から14°までの事項は、loi Perben IIにより追加された。

- 1° 最長5年間の運転免許の停止
- 2° 最長5年間の一定の車両の運転の禁止
- 3° 最長5年間の新免許交付申請の禁止を伴う運転免許の取消し
- 4° 被宣告者所有の一又は複数の車両の没収
- 5° 最長1年の被宣告者所有の一又は複数の車両の利用禁止
- 6° 最長5年間の許可に係る武器の所持又は運搬の禁止
- 7° 被宣告者に権原があり又は処分権がある武器の没収
- 8° 最長5年間の新免許交付申請禁止を伴う狩猟免許の撤回
- 9° 最長5年間、振出人が支払人から資金を回収することを可能にする小切手又は支払いが保証された小切手を除く小切手の振出しの禁止及びキャッシュ・カード利用の禁止
- 10° 犯罪の遂行に用いられ又はこれに充てられた物又は生み出された物の没収 (4°から7°までに規定された特別な没収は、たとえ犯罪の遂行とは関係を有しなくても車両及び武器を没収することが認められる)
- 11° 最長5年間の職業活動又は社会活動の禁止
- 12° 最長3年間、裁判所に指定され、かつそこで犯罪が行われた特定の場所又はある種類の場所に出現することの禁止
- 13° 最長3年間、裁判所によって特に指定された刑の宣告を受けた者、特にその犯罪の犯人又は共犯と交際することの禁止
- 14° 最長3年間、裁判所によって特に指定された者、特にその犯罪の被害者と交際することの禁止

⁽⁶⁷⁾ *Ibid.*

⁽⁶⁸⁾ *Ibid.* Circulaire général du 14 mai 1993 relative à l'application du nouveau Code pénal (partie législative) dans l'édition du JO (Journal Officiel).., p.44.

⁽⁶⁹⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.737-738.

⁽⁷⁰⁾ *Ibid.*, p.738.

(2) 権利のはく奪又は制限の刑の性格・機能

権利のはく奪又は制限の刑は、第一に、軽罪に対して科せられる拘禁刑に代えて宣告される。刑法典第131-6条は、その第1段において、「軽罪が拘禁刑で罰せられている場合、裁判所は拘禁刑に代えて、一又は複数の権利のはく奪又は制限の刑を科すことができる」と規定している。この「拘禁刑に代えて」という表現は、loi Perben IIにおいて初めて現われた。1992年の新刑法典は、同条を、「軽罪が拘禁刑で罰せられている場合、次に掲げる権利のはく奪又は制限の刑の一又は複数科すことができる」と改正し、これらの刑が拘禁刑に「加わる」のであって、これに代わるものではないという理解も成り立つような内容であった。したがって、法が拘禁刑とこれらの刑との間での併科を禁じていたのかどうかを理解するためには、第131-9条（拘禁刑は、第131-6条に定める権利のはく奪刑又は自由制限刑、又は公益奉仕労働刑と併科して言渡すことができない。）を参照する必要があった。新しい条項は、法の根本を変えるものではないが、選択刑の仕組みをよく理解することができるようにしたといわれる⁽⁷¹⁾。

第二に、1992年の新刑法典において、第131-6条の刑を罰金刑に代えて宣告できるものとされた。すなわち、第131-7条の「第131-6条に列挙された権利のはく奪又は制限の刑は、同様に、罰金刑のみに処せられる軽罪（例えば、侮辱の罪：刑第433-5条）につき、罰金刑に代えて言い渡すことができる」という規定である。この条項は、旧刑法典よりも明瞭に、第131-7条及び第131-9条の結合により、権利のはく奪又は制限の刑が罰金刑の代替としての性格を持つこととなったことを示すものであ

る⁽⁷²⁾。

(3) 義務違反等の効果

権利のはく奪又は制限の刑による禁止、義務に違反した者は、2年の拘禁刑及び3万ユーロ（1ユーロ=160円として480万円）の罰金刑に処せられる（刑第434-41条）。loi Perben IIにより、裁判官は権利のはく奪又は制限の刑の宣告の際に上記の刑の範囲で不履行による刑を定めることができる（後述IV-3参照）。

4 市民資格研修

市民資格研修（stage de citoyenneté）は、loi Perben IIにより、導入された刑であり、裁判所は、被告人が軽罪により拘禁刑に処せられる場合に、拘禁刑に代えて、社会の基礎である共和国国民の価値観、寛容及び個人の尊厳への尊重を喚起するためにコンセイユ・デタのデクレ⁽⁷³⁾（décret en Conseil d'Etat）により定められる方法、期間及び内容の市民資格研修を受講することを命じることができるというものである（刑第131-5-1条）。

これは、当時増加しつつあった人種差別主義・反ユダヤ主義による犯罪に対して効果的な制裁を設けることを目的とする⁽⁷⁴⁾。

(1) 選択刑としての性格

市民資格研修は、法律で「拘禁刑に代えて」科せられると規定されていることから、拘禁刑の選択刑としての性格は明瞭である。しかし、この刑は、軽罪の補充刑として、人種差別主義に基づいて行われた場合に刑が加重される犯罪（暴行：刑第222-45条、差別：刑第225-19条6°、窃盗：刑第311-4条6°、強盗：刑第312-13条6°、破

(71) *Ibid.*, p.732.

(72) *Ibid.*

(73) コンセイユ・デタ（政府の準備する法令案の諮問に応ずるとともに、行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ機関）の意見を聴いて制定された政令。

(74) *Rapport n°148, Sénat (2003-2004) de M.François Zocchetto, fait au nom de la commission des lois, déposé le 14 janvier 2004, pp.150-151. (CHAPITRE IV DISPOSITIONS CONCERNANT LA LUTTE CONTRE LES DISCRIMINATIONS 80.SECTION 1)*

壊・損傷：刑第322-15条5°) についても規定されている。また、違警罪の補充刑としても規定されている（刑第131-16条8°）。

さらに、刑罰としてではなく、観察付執行猶予の義務のひとつとして規定され（刑第132-45条18°）、起訴の代替手段又は刑事示談の手段としても用いられる（刑事訴訟法典第41-1条2°、第41-2条13°）。

(2) 市民資格研修の要件等

○ 被告人の同意

TIGの要件と同様に⁽⁷⁵⁾、被告人が拒否し、又は公判に欠席した場合は、この刑を科することはできない（刑第131-5-1条第2段）。もっとも、この場合は、TIGにおけるのとは異なり、被告人が研修の受講に同意していなければ、刑の教育的効果が達成されないことが根本理由である⁽⁷⁶⁾といえよう。

○ 研修費用の負担

裁判所は、当該研修に要する費用が第3級違警罪の罰金額（450ユーロ、1ユーロ=160円として、7万2千円）を超えない場合は、これを被告人の負担とするかどうかを決定しなければならない（刑第131-5-1条第1段）。

○ 未成年者への適用

13歳から18歳の未成年者にも適用される（1945年2月2日のオルドナンス第20-4-1条）。

この場合、研修内容は、対象者の年齢に合わせてられる。裁判所は、研修費用を未成年者の負担と決定することはできない。

(3) 市民資格研修の期間等

○ 期間：成年の被告人については、家族、社会又は職業上の義務を考慮して、また未成年者については、学校の義務、家庭状況を考慮して、裁判所が決定する。

この期間は、1月を超えることはできない。

○ 1日当たりの時間数：6時間を超えることができない。

（2004年9月27日のデクレ^{n°} 2004-1021. 刑第R.131-35条から第R.131-44条まで。）

(4) 義務不履行の効果

研修を履行しない者は、2年の拘禁刑及び3万ユーロ（1ユーロ=約160円として480万円）の罰金刑に処せられる（刑第434-41条）。loi Perben IIにより、裁判官は市民資格研修の宣告の際に上記の刑の範囲で不履行による刑を定めることができる（後述IV-3）。

(5) 市民資格研修の適用

導入されて間もない刑であり、その適用の状況は明らかではない。しかし、適用はかなり制限されたものとならざるを得ないという学者もいる。すなわち、この刑が適用される主要な場面として想定された人種差別主義、反ユダヤ主義的な犯罪は、憎むべき性格のものであるので、選択刑を科すということは、ありそうもないことである。重大さの程度により、より厳格な刑が必要な場合がある、とする⁽⁷⁷⁾。

IV 選択刑の改善

1 改善の目的

loi Perben IIは、市民資格研修を導入するとともに、刑法典第131-9条の一部を改めることにより、選択刑について、その宣告に関する方法を根本的に改めた。この改正の目的は、裁判所に選択刑をより頻繁に宣告させようとするのであった⁽⁷⁸⁾。実際、1994年の改正刑法典の施行後、選択刑の宣告数の明白な増加が見られたが、2001年から2002年にかけては、減少して

⁽⁷⁵⁾ *Ibid.*, p.151.

⁽⁷⁶⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.739.

⁽⁷⁷⁾ *Ibid.*, p.740.

⁽⁷⁸⁾ *Ibid.*, pp.740-741.

いた⁽⁷⁹⁾(前掲〔表2〕参照)。

以下では、その具体的な改善の内容を見ておきたい。

2 選択刑間及び罰金刑・選択刑間における併科

刑法典第131-9条において、選択刑の間での併科又は公益奉仕労働と罰金刑との間での併科の禁止が廃止された。これにより、選択刑の間における併科及び罰金刑と公益奉仕労働との間における併科が認められることとなった。その趣旨は宣告の単純化であるとされている⁽⁸⁰⁾。刑法典第131-9条の新旧の内容の比較を〔表3〕に、また、軽罪について、主刑及び選択刑の間における併科の可否を〔表4〕に示した(loi

Perben IIによる併科禁止の廃止に係る部分は、網掛けで示した)。

3 「選択刑付執行猶予」という考え方

loi Perben IIによる刑法典第131-9条第2段に、代替刑の新しい宣告方法が規定されている。すなわち、裁判所が一又は複数の選択刑を宣告するときは、裁判官は、「受刑者が宣告刑に係る義務又は禁止事項を遵守しない場合は、行刑裁判官が一部又は全部の執行を命じることができる拘禁の最長期間又は罰金の限度額を定めることができる」と規定する。この規定は、権利のはく奪又は制限の刑(刑第131-6条)、公益奉仕労働の刑(刑第131-8条)及び市民資格研修(刑第131-51条)については適用されるが、

〔表3〕刑法典第131-9条の新旧対照表

改正前	改正後
①拘禁刑は、第131-6条に定める権利のはく奪刑若しくは権利の制限刑、又は公益奉仕労働刑と併科して言い渡すことができない。	①同左
②第131-7条〔罰金刑に代替する権利のはく奪刑又は権利の制限刑〕に定める場合、罰金又は日数罰金は、第131-6条に定める権利のはく奪刑若しくは権利の制限刑と併科して言い渡すことができない。	(削る)
③第131-6条に列挙する権利のはく奪刑若しくは権利の制限刑を併科して言い渡すことはできない。これらは、公益奉仕労働刑と併科して言い渡すことができない。	②裁判官は、第131-5-1条〔市民資格研修〕、第131-6条〔権利のはく奪・制限刑〕、第131-8条〔公益奉仕労働刑〕に定める一又は複数の刑を言い渡す場合、もし受刑者が言渡された一若しくは複数の刑に基づく義務又は禁止を遵守しないとき、刑事訴訟法典第712-6条に規定された条件〔被告人は公判に出席〕の下で行刑裁判官が執行を命じることができる拘禁刑の最長期間又は罰金刑の上限額を定めることができる。裁判所長は、判決の言渡しの後、その旨を受刑者に予め告知しなければならない。裁判官が定める拘禁刑又は罰金刑は受刑者が有罪とされた軽罪に伴う刑を超えることはできず、かつこの法律第434-41条に規定された刑を超えることはできない。この段落を適用する場合は、第434-41条の規定は適用されない。
④公益奉仕労働刑と、罰金刑又は日数罰金刑とを併科して言い渡すことはできない。	(削る)
⑤日数罰金刑を罰金刑と併科して言い渡すことはできない。	③同左

(出典) 筆者作成

(注) 表中の①等の数字は、法典には付されていない。

⁽⁷⁹⁾ 2001年には、公益奉仕労働の宣告数は、過去5年間の件数との比較で、2割以上減少した。Rapport de la mission parlementaire auprès de Dominique Perben, Garde des Sceaux, Ministre de justice, confiée à Jean-Luc Warsmann, député des Ardennes, 28, avril 2003, p.31. 副題は、“Les peines alternatives à la détention, les modalités d'exécution des courtes peines, la préparation des détenus à la sortie de prison”. La documentation française ホームページ 〈<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000189/0000.pdf>〉

⁽⁸⁰⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.741.

〔表4〕 軽罪における主刑と選択刑の併科の可否

	拘禁刑	権利のはく奪・制限の刑（第131-6条）	罰金	日数罰金	公益奉仕労働
拘禁刑		×（第131-6条第1段、第131-9条第1段）	○（併科を妨げる規定なし）	○（第131-5条）	×（第131-8条第1段、第131-9条第1段）
権利のはく奪・制限の刑（第131-6条）	×（第131-6条第1段、第131-9条第1段）	○（第131-6条第1段）	○（罰金の代替として権利のはく奪等が科せられる第131-7条の場合は、×）	○ loi Perben II以後	○ loi Perben II以後
罰金	○	○（罰金の代替として権利のはく奪等が科せられる第131-7条の場合は、×）		×（第131-9条第3段）	○ loi Perben II以後
日数罰金（第131-5条）	○（第131-5条）	○ loi Perben II以後	×（第131-9条第3段）		○ loi Perben II以後
公益奉仕労働（第131-8条）	×（第131-8条第1段、第131-9条第1段）	○ loi Perben II以後	○ loi Perben II以後	○ loi Perben II以後	

（出典）Jean Pradel, *Manuel de Droit Pénal Général 15^e éd.*, Paris : Éditions Cujas, 2004, p.584. ; Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général 11^e éd.*, Paris : Économica, 2004, p.875.を基にして筆者作成。

（注1）（ ）内の数字は、刑法典の条文番号

（注2） 現行の刑法典第131-9条第3段と、2004年改正前の第131-9条第5段は同じ内容

日数罰金刑には適用されない。

裁判所長は、刑の言渡し後に、受刑者に対して、義務等の不遵守の場合の拘禁について告げなければならない。また、裁判所が決定する拘禁と罰金は、被告人が宣告される軽罪に科せられる刑の限度を超えることができず、刑法典第434-41条に規定する刑（2年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金刑）を超えることができない。そのほか、この規定が適用される場合には、同第434-41条（運転免許の停止等の違反は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金刑）は適用されないことが示されている。

このように新しい宣告方法によって、裁判官は、選択刑に忠実に服さない受刑者が受ける制裁（拘禁刑又は罰金刑）をあらかじめ決定することができるようになった。受刑者は、施設拘禁を伴わない「緩和」された選択刑の執行中においても、安穏な状態ではなく、少しでも気を抜けば拘禁刑が待っていることを意識しながら刑を受ける。この受刑者の状況を「ダモクレスの剣⁽⁸¹⁾」のようであるとする学者もいる⁽⁸²⁾。

この宣告方法の利点は、次のとおりであ

る⁽⁸³⁾。

○ 受刑者が司法の決定を遵守しない場合に直面することをはっきりと認識させることで、刑罰の教育的効果を強化する。刑法典第434-40条（職業従事禁止の刑に違反したときは2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金刑）及び同第434-41条に基づく刑事訴追は、実際には関係者にはまったく無視されている。少なくとも、裁判所が拘禁刑を定めれば選択刑がどのような拘禁刑に代わるのかを示すことで、制裁の厳しさを強調することになる。

○ 選択刑を選択する際に考慮されるべき被告人の人格及び行為の重大性（行為の重大性は、選択刑不履行の場合の制裁の選択を決定する要素でもある。）を適切に考慮した刑罰となりうる⁽⁸⁴⁾。

○ 制裁のために新たな訴追をすることよりも、選択刑を履行しないことを理由に制裁を科すことの方が容易であるから、刑罰としての効果を強化することになる。

この方法は、1998年に導入された社会内司法監督措置⁽⁸⁵⁾に関する規定の拡大であるとする

(81) 常に身に迫っている危険のこと。伊吹武彦ほか編『仏和大辞典』白水社, 1981, p.673.

(82) Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.742.

(83) *Ibid.*, pp.742-743.

学者もいる⁽⁸⁶⁾。社会内司法監督においては、裁判所は、被告人に対して、監督措置に含まれる義務違反に科せられる拘禁の上限を設定する⁽⁸⁷⁾。両者の相違は、刑法典第131-11条では、裁判所は罰金刑のみを設定することができるという点である。

この新しい仕組みは、実際、公益奉仕労働を伴う執行猶予と類似の効果を持つので、そのアナロジーで「選択刑付執行猶予」ということもできる⁽⁸⁸⁾。

「選択刑付執行猶予」の運用状況は、まだ明らかではないが、この仕組みの導入直後に、ある学者は、次のとおり、その将来を展望している。すなわち、この仕組みが成功するか失敗に終わるか、また裁判所により宣告される代替刑の数の進展のほどは、将来にならないとわからないが、この新規性及び裁判所の裁量による決定という性格により、この仕組みの適用は増大していくであろう、としている⁽⁸⁹⁾。

〔表5〕 公益奉仕労働・公益奉仕労働を伴う執行猶予・観察付執行猶予等の要件・効果等の比較

	要件・手続	内容・期間	執行・監督	効果	義務不履行への制裁
公益奉仕労働 (TIG)	軽罪の拘禁刑 前科不問 未成年適用 (16歳以上) 〔第131-8条、1945年2月2日オールドナンス第20-5条〕	40時間から210時間 12月以内に完了 〔第131-8条〕 TIG付執行猶予の統制処分等準用 〔第131-22条最終段〕	行刑裁判官 〔第R.131-29条等〕	労働完遂により刑の終了 〔第131-22条〕	刑宣告時に裁判官が拘禁期間又は罰金額決定 (第131-9条第2段)
公益奉仕労働を伴う執行猶予 (TIG付執行猶予)	5年以下の重罪の、軽罪の懲役・禁錮又は拘禁刑 (注2) 前科不問 〔第132-56条〕	公益奉仕労働の内容・期間と同じ 統制処分・援助措置 (特別義務なし) 〔第132-55条〕	行刑裁判官、保護観察官	刑の宣告はなかったものとされる 〔第132-52条の準用〕	行刑裁判官が取消し (裁量的)・拘禁刑の執行 〔第132-47条の準用〕
観察付執行猶予	5年以下の重罪・軽罪の拘禁刑 (再犯では10年以下) 前科不問 〔第132-40条〕	12月以上3年以下 統制処分・特別義務・援助措置 〔第132-44条第132-45条第132-46条〕	行刑裁判官、保護観察官 〔第132-44条～第132-46条〕	刑の宣告はなかったものとされる 〔第132-52条〕	行刑裁判官が取消し (裁量的)・拘禁刑の執行 〔第132-47条〕
社会内司法監督措置	特に法律に規定された性犯罪等 〔第131-36-1条〕 同意不要 (治療命令には必要〔第131-36-4条〕)	軽罪10年、重罪20年 が原則 (拘禁、懲役刑終了時から) 統制処分・特別義務・援助措置・治療命令	行刑裁判官、保護観察官 (援助)	—	拘禁刑 (軽罪3年、重罪7年以下) 刑宣告時に裁判官が拘禁の期間を決定

(出典) 筆者作成

(注1) [] 内の数字は、別段の表示のない限り、刑法典の条文番号

(注2) 重罪の刑罰は、10年以上の懲役・禁錮であるが (刑第131-1条)、裁判所は法定の刑よりも短期の懲役又は禁錮を言い渡すことができる (刑第132-18条第2段)。

84) *Ibid.*, p.742.note 1.には、次のような例が挙げられている。3人が一緒に窃盗の罪を行い、1番目の者は、狩猟免許保持者 (運転免許は非保有)、2番目の者は、運転はするが狩猟はしない、最後の者は狩猟もしないし、運転免許も保有しないという場合に、それぞれ、狩猟資格のはく奪、運転免許の停止、公益奉仕労働を言い渡されることになる: 1番目、2番目の者の責任が最後の者 (ずるずる引き込まれた) よりも重かった場合には、裁判所は、第131-9条を適用して、これらの代替刑を完遂しない場合に第1・2番目の者には4月の拘禁を、最後の者には1月の拘禁を伴う制裁を定めることになる。

85) *suivi socio-judiciaire*. 社会内司法監督措置は、再犯防止のため、法律が特に定める性犯罪等の受刑者につき、自由刑の終了後に10年以上の期間、統制処分、特別の義務、治療命令を課せられる補充刑である (刑第131-36-1条以下)。拙稿「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に—」『レファレンス』667号, 2006.8, pp.23-52. 参照。

86) Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.743.

87) 同様に、日数罰金刑においては、裁判所ではなく法自体が罰金支払いの不履行の場合に科せられる拘禁の期間を定めている (不払いの日数罰金は拘禁1日に対応する。)

88) Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.743.

89) *Ibid.*

4 公益奉仕労働・日数罰金刑の改善

loi Perben IIは、従来から設けられていた選択刑としての日数罰金刑のほかに、日数罰金刑が用いられる場合を拡大した。

まず、行刑裁判官は、公益奉仕労働、公益奉仕労働を伴う執行猶予及び6月以下の拘禁刑の「実刑」（執行猶予なしの刑）を日数罰金刑によって代替しうることとされた。また、日数罰金刑は、1987年以後、道路交通に関するある種の軽罪、特に、アルコールの影響下の運転に対する補充刑として設けられている（道路法典第L244-2条）。以下に、これらの内容を見ておきたい。

(1) 公益奉仕労働の日数罰金への転換

行刑裁判官は、職権、被告人の要求又は検察官の申立てにより、理由付の決定で、公益奉仕労働を日数罰金に転換することを命じうる（刑事訴訟法典第733-1条）。この決定は、刑事訴訟法典第712-6条の規定に従い、対審の公判の後になされる。

ペルバン（Dominique Perben）司法大臣の下で議会の特命委員会の報告書⁽⁹⁰⁾は、次のように提案していた。すなわち、公益奉仕労働の刑罰制度における役割を明確にすることが必要である。公益奉仕労働は自由時間を奪い、日数罰金は生活水準を奪うものである。物理的に公益奉仕労働を遂行できない場合に、公益奉仕労働を日数罰金に転換するという柔軟さがメリットを有するのは明らかである⁽⁹¹⁾。

(2) 公益奉仕労働を伴う執行猶予の日数罰金刑への転換

行刑裁判官は、職権、被告人の要求又は検察官の申立てにより、理由付の決定で、公益奉仕労働を伴う執行猶予を日数罰金刑に転換することを命じうる（刑事訴訟法典第747-1-1条）。

この場合、観察付執行猶予に関する仕組み（刑第132-40条から第132-53条。新たな犯罪又は義務違反の場合には執行猶予を取り消しうること、無事期間を経過すると刑の宣告がなかったものとされることなど。）ではなく、日数罰金刑のシステムが適用される。この制度は、失業して手元不如意であった受刑者が、職業を得て収入を再び得られるようになったが、その職業に従事すると公益奉仕労働を行う時間的余裕がないため、公益奉仕労働よりも罰金刑の支払いを選択するという状況を考慮したものであるとされているが、学者は、このような発想は、「驚くべきものである（surprenante）」としている⁽⁹²⁾。

(3) 拘禁刑の日数罰金刑への転換

行刑裁判官は、既に宣告された6月以下の執行猶予なしの拘禁刑を日数罰金刑により代替することを認めることができた（刑第132-57条）。これにより、当初の拘禁刑は消滅する。しかし、裁判官によって定められる日数罰金の日数は、拘禁刑の日数と一致するかどうか、また、支払いの不履行が、宣告した裁判官によって決定された期間の拘禁を招くかどうかについては、規定されていない。これらについては、上記(2)の公益奉仕労働を伴う執行猶予を日数罰金刑により置き換えることを認める規定に照らして理解されるべきものとされている⁽⁹³⁾。

おわりに

フランスは、既に30年以上の選択刑の経験を有している。その宣告件数は、選択刑の創設の当時に比して着実に増加し、選択刑はフランスの社会に定着した観がある。また、2004年のloi Perben IIにより、日数罰金刑への転換制度の

⁽⁹⁰⁾ *Rapport de la mission parlementaire auprès de Dominique Perben, op.cit.*, p.31.

⁽⁹¹⁾ *Ibid.*, p.34.

⁽⁹²⁾ Desportes et Le Gunehec, *op.cit.*, p.912.

⁽⁹³⁾ *Ibid.*, pp.909-910.

創設など、選択刑自体の柔軟化が進められていることは注目に値する。そこでは、受刑者の職業上の事情を考慮して社会復帰を優先させるという考え方が強く前面に出されている。

以下では、我が国でもその導入が検討されている社会奉仕命令を中心に、フランスの制度が示唆する問題及び今後問題となると考えられる論点について、触れておきたい。

第一に、平成2年及び現在の法制審議会における社会奉仕命令に関する議論は、刑務所の過剰収容対策の一環として行われている。しかし、フランスにおいても刑務所の過剰収容の問題は、少なくとも30年前から刑事政策上の課題ではあった⁽⁹⁴⁾が、選択刑の導入の際の主たる理由は、過剰収容対策ではなかった⁽⁹⁵⁾。もっとも、公益奉仕労働は、現在では刑の執行方法の工夫と並んで、過剰収容対策のひとつと位置づけられている⁽⁹⁶⁾。なお、コスト面での問題は、監督の体制等制度設計との兼ね合いもあると考えられるが、フランスでは、一般に、選択刑は刑務所内で処遇するよりもコストは低いと考えられている⁽⁹⁷⁾。他の国では、そのことを示す調査もある⁽⁹⁸⁾。

第二に、被告人の同意を社会奉仕命令の要件とすべきかどうかとも問題となる。フランスで

は、公益奉仕労働については、ヨーロッパ人権条約の強制労働禁止規定に適合させるため、また刑を効果的なものとするために、被告人の同意が必要とされているが、前述のように、批判もあった。我が国の社会奉仕命令導入積極論は、命令には同意を要件とすることも考慮されるべきであるとしていた⁽⁹⁹⁾。

最後に、選択刑のように受刑者を施設に拘禁しないで処遇を行う「社会内刑」を導入する場合、フランスでは議論の対象となっていないが、犯罪被害者保護の問題がある。カナダでは、社会内刑である条件付拘禁刑⁽¹⁰⁰⁾ (conditional sentence) に関し、刑の内容・理由等の情報の被害者に対する通知、被害者の安全確保措置等の問題が議論されている⁽¹⁰¹⁾。例えば、この種の刑を科す場合には、社会の安全が害されないと裁判所が認めることが法律上の要件とされているが、裁判所には、この要件の認定に当たり、被害者と意思疎通を図る努力が求められている⁽¹⁰²⁾。

(あみの みつあき 収集部収集企画課)
(本稿は、筆者が行政法務課在職中に執筆したものである。)

⁽⁹⁴⁾ *Rapport n°2521 Tome I Rapport, Assemblée Nationale*, Rapporteur M.Jacques Floch, Député, fait au nom de la commission d'enquête (1) sur la situation dans les prisons françaises, 28 juin 2000, pp.23-41. フランス国民議会ホームページ〈<http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/prisons/r2521-1.pdf>〉

⁽⁹⁵⁾ 前述I-3、II-1 参照。

⁽⁹⁶⁾ *Rapport n°2521 Tome I Rapport, Assemblée Nationale, op.cit.*, pp.253-259.

⁽⁹⁷⁾ *Rapport n°1032, Assemblée Nationale (troisième session extraordinaire de 1981-1982)*, *op.cit.*, p.24.

⁽⁹⁸⁾ 1994年のカナダの民間機関の調査によれば、社会内刑の費用は、拘禁刑のその約1/4から1/5である。John Howard Society of Alberta, *COMMUNITY CORRECTION*, 1998.同協会ホームページ〈<http://www.johnhoward.ab.ca/PUB/C29.htm#thecost>〉なお、同協会は、矯正、刑罰に関する民間研究団体である。

⁽⁹⁹⁾ 前掲注⁽¹²⁾, p.80.

⁽¹⁰⁰⁾ 条件付拘禁刑は、裁判所が2年以下の拘禁刑を科そうとする場合に、社会内で善行の保持、社会奉仕等の一定の義務を遵守する「条件刑命令」を発し、その不履行等により拘禁刑が執行される刑(カナダ連邦刑法典第742条)。カナダ司法省統計によれば、2001年から2002年にかけて、同刑の言渡し数全体の8%が身体への傷害の罪であり、被害者への影響は大きいとされている(後掲注⁽¹⁰¹⁾, p.7.)。

⁽¹⁰¹⁾ 最近の研究報告として、Julian V.Roberts and Kent Roach, "Community-Based Sentencing: Perspectives of Crime Victims An Exploratory Study", March 31, 2004.カナダ司法省ホームページ〈<http://canada.justice.gc.ca/en/ps/rs/rep/2004/rr04vic-1/rr04vic-1.pdf>〉

⁽¹⁰²⁾ *Ibid.*, p.34.